

事務連絡
令和4年1月31日

介護サービス事業者（介護職員処遇改善加算及び
介護職員等特定処遇改善加算対象サービス種別に限る） 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護職員処遇改善支援補助金に係る介護サービス事業所・施設等
向けリーフレット及びコールセンターの設置について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記事業について、厚生労働省老健局老人保健課から令和4年1月26
日付けで別添のとおり事務連絡がありました。

対象となる要件は、

- ①介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること
- ②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること
- ③補助金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること
となっておりますので、ご留意ください。

県への処遇改善計画書の提出期間は令和4年4月1日から15日となる見込
みですが、具体的な提出方法等については、決まりしだい別途お知らせします。

なお、厚生労働省の実施要綱案において、令和4年2月分から賃金改善を行
った旨を2月末日までに都道府県知事に報告することとされていますが、本県
においては、処遇改善計画書と併せて報告を提出していただく予定です。

問合せ先

厚生労働省老健局

介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

電話番号：03-6812-7835

（受付時間：2月1日以降の平日9：30～17：30）